

Case of リフォーム



所有者等^{*}が施工者に工事を発注(工事請負契約)して実施するリフォームが対象です(全ての住宅が対象)。

※個人・法人を問いません。マンション等の管理組合が実施するリフォームも対象です
《リフォームの申請には、工事前後または工事中の写真が必要です。撮り忘れた場合、ポイントの発行はされません》

ポイントがもらえる対象期間は？

《請負契約・着工》

2019年4月1日～2020年3月31日

かつ

《お引渡し》

2019年10月1日以降(消費税率10%適用)

※2018年12月21日～2019年3月31日に請負契約を締結するものであっても、着工が2019年10月1日～2020年3月31日となるものは特例的に対象(消費税率8%適用)

一戸あたりのポイントの上限は？



若者・子育て世帯^{※1}

既存住宅を購入し
リフォームを行う場合^{※2}

600,000ポイント/戸

上記以外の
リフォームを行う場合^{※3}

450,000ポイント/戸



一般の世帯

安心R住宅を購入し
リフォームを行う場合^{※2}

450,000ポイント/戸

上記以外のリフォームを行う場合
(オーナー、管理組合、再販業者等を含む)

300,000ポイント/戸

※1 若者世帯：2018年12月21日時点で40歳未満の世帯、子育て世帯：2018年12月21日時点(または申請時点)で18歳未満の子を有する世帯
※2 自ら居住することを目的に購入した住宅について、売買契約締結後3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限る
※3 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る

もらえるポイントは？

発行ポイント数は**1～9の合計**となります。自ら居住することを目的に**既存住宅を購入**してリフォームを行う場合は**1～8のポイント数が2倍**になります。(売買契約後3ヶ月以内にリフォームの請負契約を結ぶこと)

※1、2、3、4(ホームエレベーターの新設・衝撃緩和量の設置)および6については、次世代住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象
※1申請あたりの合計ポイント数が20,000ポイント未満の場合は、ポイント発行申請できません

1 開口部の断熱改修

1箇所あたりのポイント数 × 施工箇所数のポイント数を発行

内窓の設置

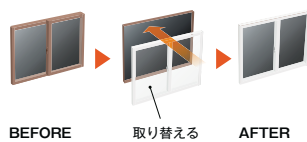
既存窓の室内側に樹脂内窓を設置して「二重窓」にする



- 大** 2.8㎡以上 **20,000**ポイント/箇所
- 中** 1.6㎡以上2.8㎡未満 **15,000**ポイント/箇所
- 小** 0.2㎡以上1.6㎡未満 **13,000**ポイント/箇所

外窓交換[※]

古いサッシを枠ごと取外し、新しい断熱窓を取付ける

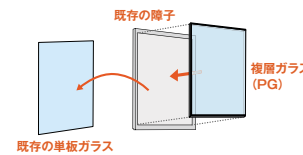


- 大** 2.8㎡以上 **20,000**ポイント/箇所
- 中** 1.6㎡以上2.8㎡未満 **15,000**ポイント/箇所
- 小** 0.2㎡以上1.6㎡未満 **13,000**ポイント/箇所

※集合住宅で戸別申請をする場合、窓が専有部分と認められている場合のみ可能です

ガラス交換[※]

単板ガラスをアタッチメント付複層ガラスに取替える等

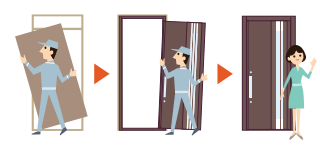


- 大** 1.4㎡以上 **7,000**ポイント/枚
- 中** 0.8㎡以上1.4㎡未満 **5,000**ポイント/枚
- 小** 0.1㎡以上0.8㎡未満 **2,000**ポイント/枚

※集合住宅で戸別申請をする場合、窓が専有部分と認められている場合のみ可能です

ドア交換[※]

古いドア・引戸を新しいドア・引戸に交換する



- 大** ドア:1.8㎡以上
引戸:3.0㎡以上 **28,000**ポイント/箇所
- 小** ドア:1.0㎡以上1.8㎡未満
引戸:1.0㎡以上3.0㎡未満 **24,000**ポイント/箇所

※集合住宅で戸別申請をする場合、玄関が専有部分と認められている場合のみ可能です

2 外壁・屋根・天井・床の断熱改修

最低使用量以上の断熱材を使用する改修について、施工部位ごとに下記のポイント数を発行

外壁

100,000ポイント/戸
(50,000ポイント/戸)

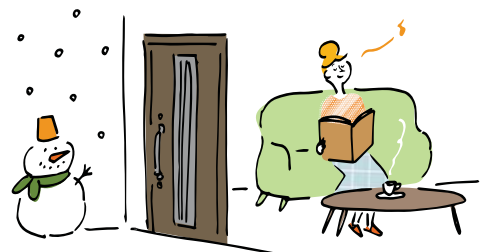
屋根・天井

32,000ポイント/戸
(16,000ポイント/戸)

床

60,000ポイント/戸
(30,000ポイント/戸)

※()内は部分断熱の場合の発行ポイント数



3 エコ住宅設備の設置

下記の住宅設備の設置工事に対し、設備の種類に応じたポイント数を加算
(同じ種類の設備を複数設置しても1設備分のみのポイント加算となります)

節水型トイレ

規定水量以下で洗浄することができる大便器

洗浄水量
6.5L以下



アメーシュアシャワートイレ

16,000ポイント/戸
(6の掃除しやすいトイレとの重複は不可)
※アメーシュアシャワートイレのマンション
リフォーム用床排水155タイプは対象外。

高断熱浴槽

専用フロふたなどがセットの高断熱浴槽



24,000ポイント/戸

節湯水栓

手元止水・水優先吐水等の機能を有する水栓



4,000ポイント/戸

高効率給湯機

- ・電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)
- ・潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)
- ・潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)
- ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)

24,000ポイント/戸

太陽熱利用システム

屋根に集熱器を設置し、軒先や屋内等に蓄熱槽を設置
※太陽光ではありません

24,000ポイント/戸

4 バリアフリー改修

下記の改修工事に対し、工事の種類に応じたポイント数を加算
(同じ種類の工事を複数箇所実施しても1工事分のみのポイント加算となります)

手すりの設置*

トイレ、浴室、洗面所、玄関、廊下、階段等



5,000ポイント/戸

段差解消*

屋外の出入口、浴室、脱衣室、トイレ等



6,000ポイント/戸

廊下幅等の拡張*

車いすで容易に移動するために通路幅・出入口幅を拡張

28,000ポイント/戸

ホームエレベーターの新設

戸建て住宅または共同住宅の専有部分に新設する工事 (入替や増設は対象外)

150,000ポイント/戸

衝撃緩和量の設置

新設または入替えにより、4.5畳以上を設置する工事

17,000ポイント/戸

*原則、「バリアフリー改修促進税制における施工対象」が次世代住宅ポイント制度の対象となります (手すりの設置・段差解消・廊下幅等の拡張には使用部材・商品に制限はありません)

5 耐震改修

150,000ポイント/戸 旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)により建築された住宅を現行の耐震基準に適合させる工事にポイントを発行

6 家事負担を軽減する設備の設置

下記の住宅設備の設置工事に対し、設備の種類に応じたポイント数を加算
(同じ種類の設備を複数設置しても1設備分のみのポイント加算となります)

ビルトイン食器洗機



18,000ポイント/戸

掃除しやすいレンジフード



9,000ポイント/戸

ビルトイン自動調理対応コンロ



12,000ポイント/戸

浴室乾燥機



18,000ポイント/戸

掃除しやすいトイレ



18,000ポイント/戸
(3の節水型トイレとの重複は不可)

宅配ボックス



10,000ポイント/戸
(住戸専用*1の場合)
10,000ポイント/ボックス
(共用*2の場合)

*1 他の住戸用のボックスと一体となっていないものに限る
*2 共用の宅配ボックスは、設置するボックス数 (20を上限とする) に応じてポイント数を発行



7 リフォーム瑕疵保険への加入

7,000ポイント/契約

対象：国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取扱うリフォーム瑕疵保険または大規模修繕瑕疵保険

8 インспекションの実施

7,000ポイント/戸

対象：2018年12月21日以降に、既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士が基準に従って行う建物状況調査であること / ポイント発行申請者が費用負担していること / 共同住宅の場合は住戸型のインスペクションであること

9 若者・子育て世帯が既存住宅を購入して行う一定規模以上のリフォーム

100,000ポイント/戸

対象：若者・子育て世帯が自ら居住することを目的に購入した既存住宅であること / 売買契約締結後3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結すること / 税込100万円以上のリフォーム工事を行うこと

※リフォーム工事の内容は1~6に該当しないものも含みます